

令和2年4月20日

専任教職員 各位

常葉大学学長 江藤 秀一  
短大部学長 木宮 健二

### 緊急事態宣言拡大を受けての本学の対応について

新型コロナウイルス感染拡大が収まらないため、4月16日、国は日本全国に緊急事態宣言を発令しました。それを受けて、静岡県では特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針を発表しました。その方針によると、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛が強く要請されており、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」を避ける行動を徹底することや、テレワーク、時差出勤などに努めることも要請されております。

この静岡県の要請及び本法人の勤務方針に基づき、本学では以下のように対応いたします。教職員の皆様には大変なご不便をおかけしますが、学生・教職員の命と健康を守ることはもとより、学内外への感染被害抑止を最優先するという本学の新型コロナウイルス感染抑止のための基本方針に沿うものでありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この対応に変更が生じた際には、改めて連絡いたします。

### 記

#### 1. 勤務について

本法人が発出した4月20日付文書「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令期間中の教職員の勤務について」のとおりとします。

大学・短大部の教員は自宅勤務（教育・研究）とし、大学構内への立ち入りは、教育・研究上、必要不可欠の場合を除いて禁止します。やむを得ずキャンパス内で勤務する必要がある場合は、事前にメールにて各キャンパスの副学長（静岡キャンパスは小田切真副学長、浜松キャンパスは小田敏明副学長、短大部は小田寛人副学長）に、理由、入構日時、使用場所を明記し、届け出て許可を得てください。

#### 2. 窓口業務について

4月21日から5月6日までの間、各事務室・センター・図書館の窓口業務を休止します。

\* 4月21日から24日までは事務室の窓口での対応は行いません。電話あるいはメールでの対応とします。なお、4月25日から5月6日までは各事務室の業務を全面的に休止します。緊急事態が生じた場合は、以下の緊急連絡先に連絡して下さい。

【静岡草薙キャンパス】	054-297-6110（守衛室）
【静岡瀬名キャンパス】	同上
【静岡水落キャンパス】	080-2622-3372（守衛携帯）
【浜松キャンパス】	03-5724-3819（緊急センター）

### 3. その他

4月13日付通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて（お願い）」を再度ご確認ください。大学HP「新型コロナウイルス感染症に関する常葉大学の対応について」の『教職員』ページでも確認できます。

参考：静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長：知事）

「令和2年4月17日 第7回本部員会議」

<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-taisakuhonbu.html>

**【本件担当】**

大学・短大本部

事務局長 佐々木 弘

TEL（内線）710-2205